



第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画の趣旨
- 2 基本計画の性格
- 3 基本計画の方針
- 4 計画の期間

1. 基本計画の趣旨

琴浦町は、2004年（平成16年）9月1日に鳥取県東伯郡東伯町、赤碕町が対等合併し、新しく町制施行しました。

琴浦町では、東伯西部合併協議会が策定した「新町まちづくり計画」の施策の方針に沿って運営をスタートし、これからの町の進むべき方向についてより詳細かつ具体的内容を示す、琴浦町総合計画基本構想（以下「基本構想」という）を策定します。基本構想では、2016（平成28年度）までの中・長期的な展望に立ち、琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の達成に向けての基本理念を「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなでつくる共生のまち（地域社会連携）」と掲げました。

琴浦町総合計画基本計画（前期）（以下、「基本計画」という）は、この基本構想の実現に向けて、今後5年間で琴浦町において、特に優先すべき重点的な取り組みを掲げた計画書として策定したものです。

2. 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、基本構想に掲げたまちづくりの将来像、基本理念を常に意識し、今後、各種取り組みを選択し、実施する際には、将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を最優先することを掲げて策定するものです。
- (2) まちづくりの主役は町民であることを常に念頭において、町民・議会・行政の協働により基本計画を推進していきます。
- (3) 琴浦町では、基本構想策定前の2004年（平成16年）に国の内外で記録的な災害が発生したことを教訓とし、町民の生命や生活を守ることの重要性をより強く受け止めるとともに、多大な被害の対応、復旧に取り組む責務を再認識し、町民の安心・安全・防災に関する基本施策に取り組みます。
- (4) 基本計画の重点的な取り組みに関しては、今日の急速な社会情勢の変化に適切に対応できるよう、変更・追加・中止等、柔軟に見直しを行います。
- (5) 基本計画では、既に実施している取り組みに加え、中・長期的に考え、早急に実施すべき取り組みを掲げています。
- (6) 基本計画では、町が主体となる取り組みのほか、国や県等の取り組みについても、町に関連のあるものは掲げており、関係機関に対して積極的な支援と協力及びその円滑な推進を期待することを前提としています。

3. 基本計画の方針

基本構想を目指した取り組みを進めるためには、町民・議会・行政がともに地域自治において

自立の意識を持ち、新しい関係を構築することが必要です。

それは、従来のように、多大なコストをかけて行う行政サービスの提供ではなく、それぞれの新しい役割分割により、一つの協働社会を構成していく関係にあると考えます。

また、そのような新しい関係性の中で、行政は、人・物・金・情報といった行政資源を使って、町民生活の基盤整備と琴浦町の将来に向けた取り組みを実施し、琴浦町が自立できる財政基盤を持たなければなりません。

基本計画においては、このような考え方に基づいて、基本構想で定めた基本施策ごとの目標とその実現のための主要施策・主要事業及び具体的方策を明確に示しました。

そして、それぞれの具体的方策を実施するための重点的な取り組みを選択するに当たっては、下記の方針に基づきました。

【重点的な取り組みの方針】

- ①町民と議会と行政に自立を強く意識づけ、動機づける取り組みであること。
- ②町民の主体性を重んじる取り組みであること。
- ③徹底的な見直しを行って無駄を省き、効率化を図る取り組みであること。
- ④効率化を図ると同時に、有意義な未来への投資に積極的に対応する取り組みであること。
- ⑤地域の資源を生かし、新しい価値を見出す取り組みであること。
- ⑥コミュニティーをはぐくみ、地域活動を育てる取り組みであること。
- ⑦旧町のエリアにとらわれることなく、琴浦町全体を視野に入れ、一体感を醸成する取り組みであること。
- ⑧地方自治の原点にかえり、他の自治体の例にとらわれることなく、琴浦町独自の施策を生み出す取り組みであること。
- ⑨世代間、地域間の交流の円滑化を図る取り組みであること。
- ⑩新しい琴浦町を担う子ども達の幸福につながる取り組みであること。

4. 計画の期間

計画期間は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年間とします。